**第一種フロン類充塡回収業者登録（更新）申請について**

和歌山県内において、第一種フロン類の充塡回収業を新たに行う場合、または既に同回収業の登録を受けている者が５年の有効期限が近づき引き続き業を行う場合（更新）は、次の申請書類が必要です。

１　登録（登録の更新）申請書（様式第１）

２　手数料（県証紙貼付）（**令和３年３月１日現在**）

　　　新規申請：6，000円

更新申請：4，000円

※登録事業者の所在地及び事業所の所在地が県外の場合は、郵送提出による対応が可能です。なお、この場合においては、手数料は現金で納入していただけますので、現金書留で送付してください

３　添付書類

1. 本人を確認する書類

　　　　ア　個人の場合：①又は②の方法で確認します。

①　住民票の写しを提出する方法

　　提出された住民票の写しで本人を確認します。

　※住民票の写しは発行日より３ヶ月以内の申請者の氏名及び現住所がわかるもので、個人番号（マイナンバー）、本籍、続柄の記載のないもの。（個人番号（マイナンバー）の記載のある住民票の写しは受け取ることができません。）

②　住民票の写しを提出しない方法

県が住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）を利用し、本人を確認します。ただし、住基ネットの利用を望まない場合は住民票の写しを提出してください。また、住基ネットで本人確認できない場合は、住民票の写しを後日提出していただくことになります。

　　イ　法人の場合：発行日より３ヶ月以内の登記事項証明書

1. フロン類回収設備の所有権を有することなどを示す書類

　　ア　自ら所有している場合

　　　　　購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のいずれかの写し

※上記書類を提出することができない場合は、所有しているフロン類回収設備の写真（全体写真と、メーカー・型式がわかる写真）を添付した申立書を提出してください。

　　イ　自ら所有権を有していない場合

　　　　　借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のいずれかの写し

1. フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類

次の項目についての取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

　　　　ア　フロン類回収設備の種類

1. CFC用　②HCFC用　③HFC用

④CFC・HCFC兼用　⑤CFC・HFC兼用　⑥HCFC・HFC兼用

⑦CFC・HCFC・HFC兼用　のいずれか

　　　　イ　フロン類回収設備の能力

1. 200ｇ／ｍｉｎ未満
2. 200ｇ／ｍｉｎ以上　のいずれか
3. 欠格要件に該当しないことを証する書面

法第２９条第１項各号に該当しない者であることを誓約した書面（別紙誓約書）

1. 複数の事業所がある場合、事業所ごとに申請書の「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し記載した書類
2. フロン類の充塡・回収を自ら行う者又はフロン類の充塡・回収に立ち会う者の資格に関する書類

【充填行う場合の資格の書類】

　　　　 ア　Ａのいずれかの資格をお持ちの場合，その資格証の写しを添付してください。

　　　　 イ　Ｂのいずれかの資格をお持ちの場合，その資格証の写し及び「充填に必要となる知識等の習得を伴う講習」を受講したことが分かる書類（受講修了証等の写し）を提出してください。

　　　　 ウ　Ｃに該当する場合，「実務経験申立書」を作成し，「充填に必要となる知識等の習得を伴う講習」を受講したことが分かる書類（受講修了証等の写し）と併せて提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 資格の種類等 | 追加要件 |
| A | ・第一種冷媒フロン類取扱技術者 ・第二種冷媒フロン類取扱技術者 | なし |
| B | ・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会） ・高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会） ・上記保安責任者（冷凍機械以外）であって，第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に５年以上従事した者 ・冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会） ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 ・自動車電気装置整備士（対象は，自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）（ただし平成２０年３月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者，又は平成２０年３月以前に当該資格を取得し，各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。） | 充填に必要となる知識等の習得を 伴う講習を受講した者 |
| C | ・十分な実務経験者 （日常の業務において，日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に３年以上携わってきた技術者であって，これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を遵守し，違反したことがない技術者を指す。） | 充填に必要となる知識等の習得を 伴う講習を受講した者 |

※Ｂの資格をお持ちで，「充填に必要となる知識等の習得を伴う講」を受講していない場合，「講習受講申立書」により受講予定の旨を申し立て，Ｂの資格証の写しと併せて提出してください。

　　　　また，Ｃに該当する場合で，「充填に必要となる知識等の習得を伴う講習」

を受講していない場合，「実務経験申立書」により実務経験及び受講予定の

旨を申し立ててください。

【回収のみを行う場合の資格の書類】

次の資格のいずれかの資格証の写しを提出してください。

|  |
| --- |
| 資格の種類等 |
| ・第一種冷媒フロン類取扱技術者 ・第二種冷媒フロン類取扱技術者 ・冷媒回収推進・技術センター（ＲＲＣ）が認定した冷媒回収技術者 ・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械） ・冷凍空気調和機器施工技能士 ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 ・フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者 ・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会） ・技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械）） ・自動車電気装置整備士（ただし，平成２０年３月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者，又は平成２０年３月以前に当該資格を取得し，各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。） |

４　提出先及び部数

1. 和歌山市内又は和歌山県外に住所（法人の場合は「登記事項証明書の本店の所在地」、個人の場合は「住民票の住所」）がある事業者の方は、県環境管理課へ1部提出してください。
2. その他の地域の事業者の方は、管轄する県保健所へ2部提出してください。